

まさば及びごまさば対馬暖流系群の 資源管理方針の見直し 及び漁獲・管理の状況について

令和7年4月17日

令和7年管理年度TAC設定に関する意見交換会
水産庁

1. 資源管理方針の見直しの経緯

令和元年7月	第1回資源管理方針に関する検討会（以下、SH会合）
令和2年2月	第2回SH会合
〃 7月	MSYベースのTAC管理開始
令和6年7月 （※管理開始5年目）	第3回SH会合
令和7年1月	第4回SH会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

2. 第4回SH会合のとりまとめ

- (1) 資源管理目標及び漁獲シナリオについては、水産庁が示した案を採用する。
- (2) 令和7管理年度以降のTAC配分の基準については、全体としては現行の内容を維持する（過去3年の漁獲実績シェアの平均値を3年ごとに更新）。ただし、数量明示配分の都道府県及び大臣管理区分の間の配分基準については、関係者で議論する。
- (3) 漁獲可能量の調整ルール（管理年度中の改訂）について、令和6管理年度に採用している暫定的な措置をベースに令和7管理年度以降のルールについて検討する。
- (4) TAC意見交換会において、資源管理の内容について振り返り、意見交換を行う議題を設ける。
- (5) 資源管理、あるいは資源の有効利用の両立に向けて、流通・加工・養殖業者等との意見交換の場について、引き続き積極的に実施する。

2(1) . 第4回SH会合のとりまとめ(資源管理目標)

項目	マサバ		ゴマサバ	
	令和7管理年度 ～	旧	令和7管理年度 ～	旧
目標管理基準値 ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	33.0万トン	31.0万トン	9.2万トン	10.9万トン
限界管理基準値 ＝過去最低親魚量 (※MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量から変更)	11.7万トン	14.3万トン	3.1万トン	5.1万トン
禁漁水準 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	1.3万トン	2.2万トン	0.4万トン	0.8万トン

- 親魚量が10年後(2035年)に目標管理基準値を50パーセント以上の確率で上回る漁獲シナリオのうち、**将来の漁獲量が最大**となる $\beta = 0.95$ を選択。
- 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、 $\beta = 0.95$ に乗じた値とする。
- 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)					2035年に親魚量が目標管理基準値案 (33.0万トン) を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.00			32.6	32.8	32.9	33.0	33.1	33.0	33.0	33.0	32.9	32.9	46%
0.95			33.4	34.2	34.6	34.8	35.0	35.0	34.9	35.0	34.9	34.9	61%
0.90	30.6	31.9	34.3	35.7	36.4	36.7	37.0	37.0	37.0	37.0	36.9	36.9	75%
0.80			36.1	38.8	40.2	40.9	41.2	41.3	41.2	41.3	41.2	41.2	94%
現状の漁獲圧			32.5	32.7	32.8	32.9	32.9	32.9	32.8	32.9	32.8	32.8	45%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン） ※暦年ベース												
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00		26.2	26.5	26.6	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6	26.7
0.95		25.2	25.9	26.3	26.5	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
0.90	25.7	24.2	25.3	25.9	26.2	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4
0.80		22.0	23.9	24.9	25.4	25.6	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7
現状の漁獲圧		26.3	26.5	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6	26.7

2(1) . 第4回SH会合のとりまとめ(漁獲シナリオ) **ゴマサバ対馬暖流系群**

- 親魚量が10年後(2035年)に目標管理基準値を50パーセント以上の確率で上回る漁獲シナリオのうち、**将来の漁獲量が最大**となる $\beta = 0.95$ を選択。
- 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、 $\beta = 0.95$ に乗じた値とする。
- 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)					2035年に親魚量が目標管理基準値案 (9.2万トン) を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0			6.8	7.6	8.2	8.6	8.8	9.0	9.1	9.1	9.2	9.2	45%
0.95			7.0	7.9	8.6	9.1	9.4	9.6	9.7	9.7	9.8	9.8	59%
0.9	6.6	6.1	7.2	8.3	9.1	9.6	10.0	10.2	10.3	10.4	10.4	10.4	72%
0.8			7.5	9.0	10.1	10.8	11.3	11.5	11.6	11.7	11.7	11.7	91%
0.7			7.9	9.7	11.2	12.1	12.6	12.9	13.0	13.0	13.0	13.0	98%
現状の漁獲圧			5.5	5.1	4.8	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.1	0%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン) ※暦年ベース													
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0		4.7	5.1	5.5	5.7	5.9	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.2	
0.95		4.5	5.0	5.4	5.7	5.9	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	
0.9	6.7	4.3	4.9	5.3	5.6	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	
0.8		3.9	4.6	5.1	5.5	5.7	5.8	5.8	5.9	5.9	5.9	5.9	
0.7		3.5	4.2	4.8	5.2	5.4	5.5	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	
現状の漁獲圧		6.3	5.9	5.6	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.7	

2(3) . 管理年度途中の漁獲可能量の調整

【令和4管理年度】

- ・資源評価の不確実性に起因するTAC逼迫
→漁獲可能量の調整ルールを導入

【令和5管理年度】

- ・漁獲可能量の調整ルールの変更(未利用分の繰り越し)

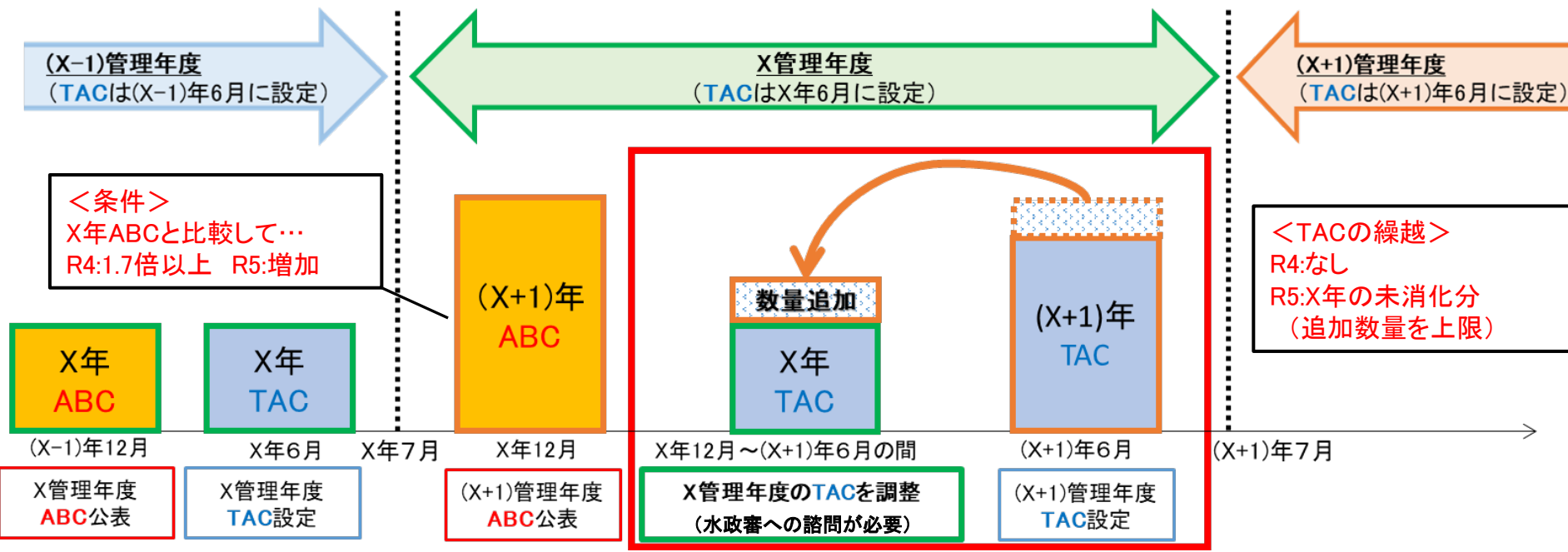
【令和6管理年度】

- ・数量明示等関係者からの提言により、新たな漁獲可能量の調整ルールを導入

2(3) . 管理年度途中の漁獲可能量の調整(令和4年管理年度及び令和5管理年度)

翌管理年度のABCが当該管理年度のABCよりも一定程度増加する場合に、科学的に妥当な条件（※）の下、目標管理年度に目標を達成する確率が50%を下回らない範囲内で調整。

- ※ ア) 資源水準の値が目標管理基準値を下回る場合、漁獲シナリオの漁獲圧力を超えないこと
- イ) 資源水準の値が限界管理基準値以上であること
- ウ) TACの調整時期が、その資源の主要な漁期の前又は最中であること



2(3) . 管理年度途中の漁獲可能量の調整(令和6管理年度の暫定的な措置)

暫定的な措置として、以下の方法により令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

1. 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。

2. 令和7管理年度の漁獲可能量は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。

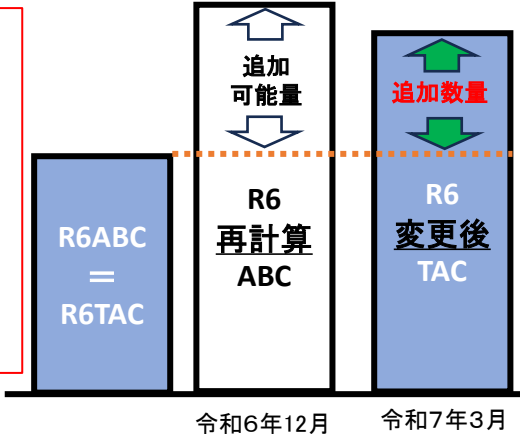
3. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能量から当該上回った数量を差し引く。

4. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

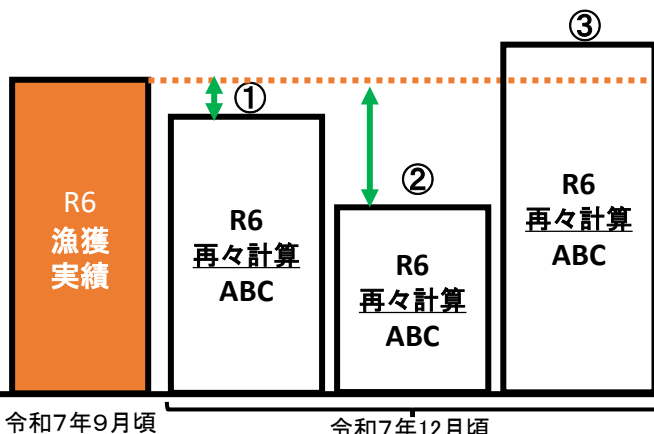
(※) 上記暫定ルールについては、研究機関によるリスク評価が行われていない中で、入手可能な最善の科学的情報をもとに講じるもの。

令和6管理年度
(7月～翌6月)

1. 関係
- 再計算ABCとTACの差分を上限に、追加可
 - TAC > 再計算ABCの場合は、追加不可

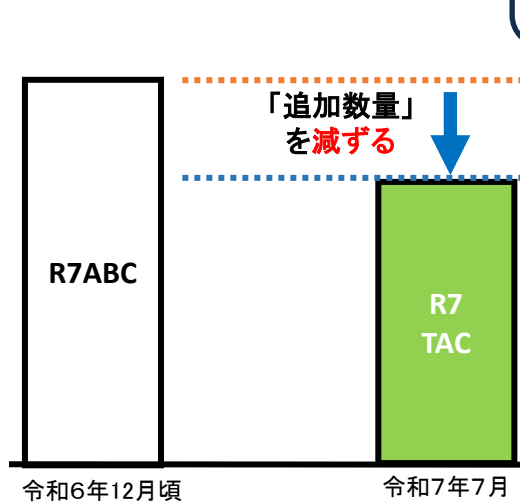


3. 関係
- ① 漁獲実績 > 再々計算ABC (差が追加数量未満)
 - ② 漁獲実績 > 再々計算ABC (差が追加数量以上)
4. 関係
- ③ 漁獲実績 ≤ 再々計算ABC

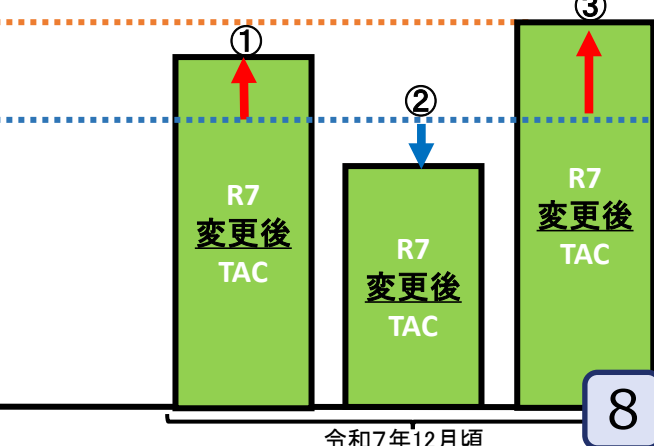


令和7管理年度

2. 関係
- R7管理年度ABCから追加数量を減じた数量でTACを設定



3. 関係
- ① 追加数量から当該差分を差し引いた分をTACに追加
 - ② 当該差分が追加数量を上回る分をTACから差し引き
4. 関係
- ③ 追加数量をTACに追加



2(5) . 第4回SH会合のとりまとめ(流通・加工・養殖業者等との意見交換会の実施)

1. 水産流通・加工等関係者との意見交換(鳥取県境港市)

(1)日 付:令和6年9月6日

(2)出席者:加工業者、市場関係者、流通業者、漁業者等

2. マグロ養殖業者等との意見交換(長崎県長崎市)

(1)日 付:令和6年12月14日

(2)出席者:養殖業者、漁業者等

3. 水産流通・加工等関係者との意見交換(長崎県松浦市)

(1)日 付:令和7年3月7日

(2)出席者:加工業者、市場関係者、流通業者等

3. その他SH会合で指摘のあった事項

- 同じ資源を利用する周辺国等との連携・協力
- 数量明示配分等関係者の間での漁獲量の速報値の共有
- 陸上の処理能力による水揚げの制約への対応

4. 過去の振り返り(資源評価)

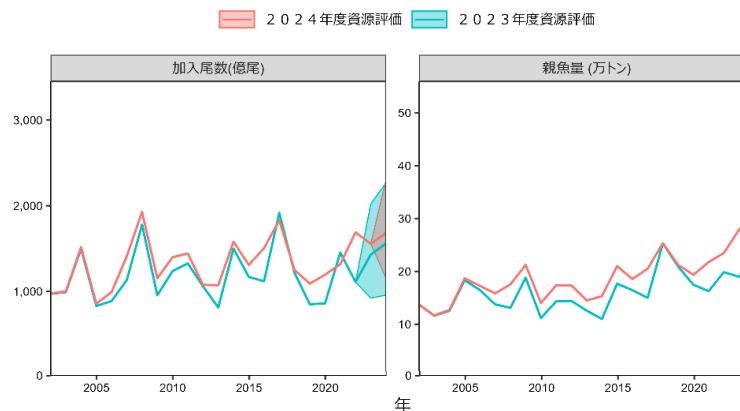
マサバ

- R3年度資源評価にて、直近の加入量および資源量を過小推定。
- 資源量指標値として、産卵量(R3年度)、長崎中まきCPUE(R5年度)を追加。従来の中まきCPUE、島根中まきCPUEと合わせて、より広域からの資源の情報を活用できるようになった。
- R6年度の資源評価にて、**年齢別漁獲尾数の見直し、直近の漁獲データの活用、マサバ・ゴマサバ比率の再計算など、大幅な変更を実施。**
- これらの変更により、資源量の大幅な過小・過大評価が生じる可能性は、以前と比べて低くなったと考えられる。

ゴマサバ

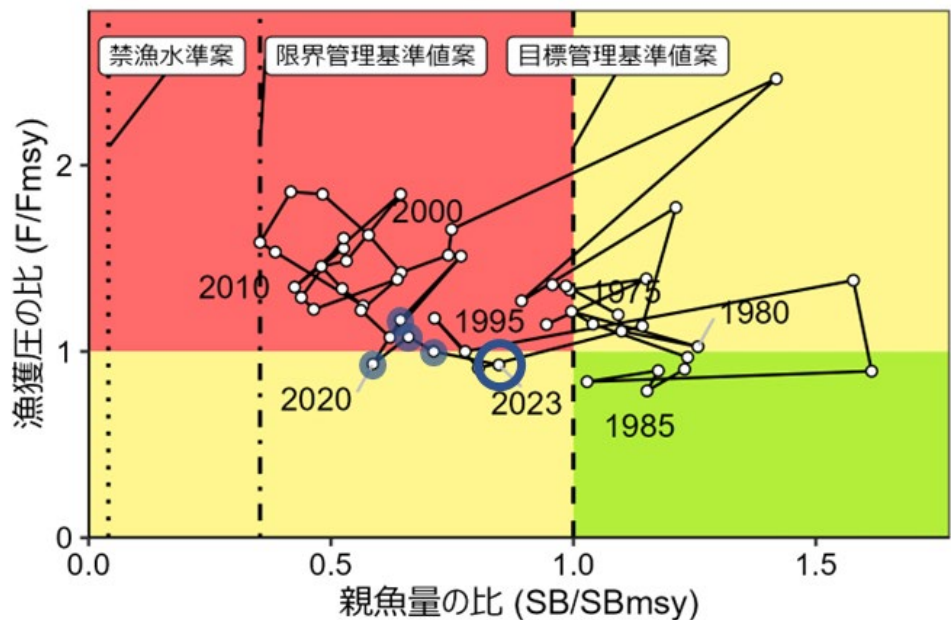
- R6年度の資源評価にて、マサバ・ゴマサバ比率の再計算による漁獲量の見直しを実施。

R5年度とR6年度のマサバ資源評価結果の比較(加入尾数と親魚量)

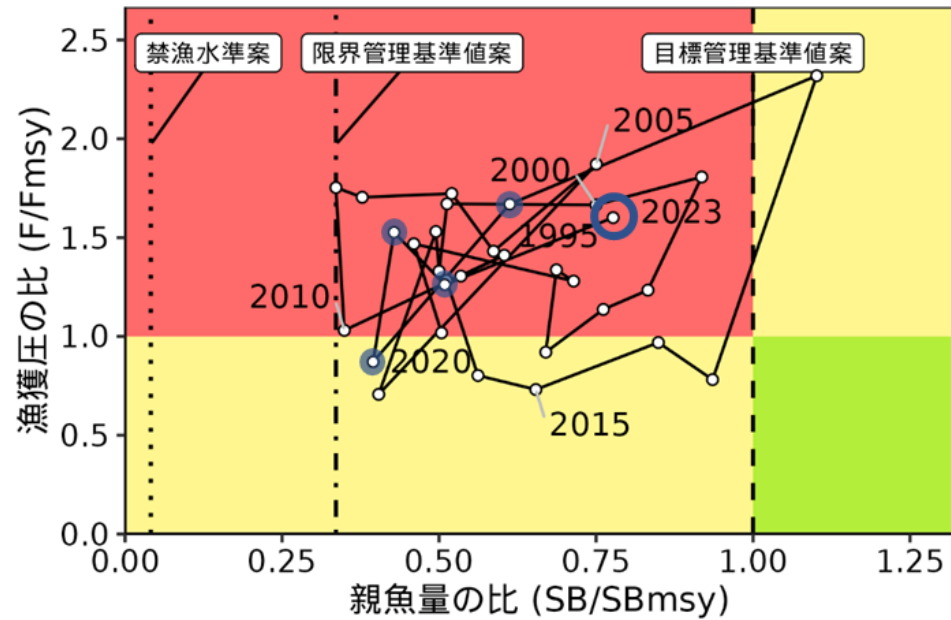


4. 過去の振り返り(資源の状況)

マサバ

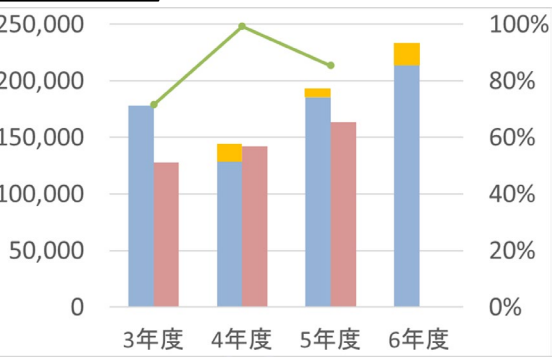


ゴマサバ



4 . 過去の振り返り(漁獲の状況)

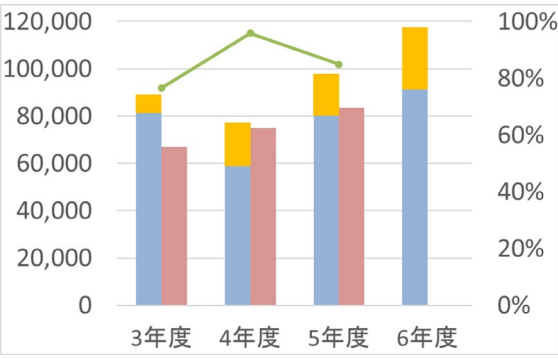
(全体)



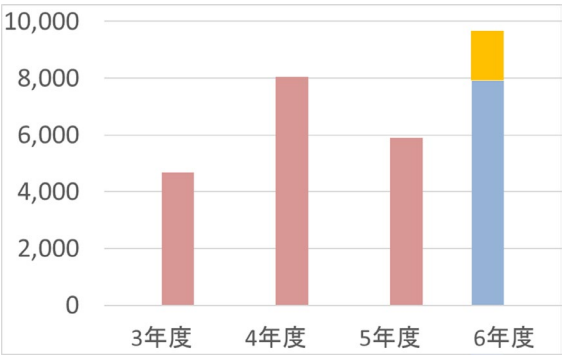
(留意事項)

- 令和6年度は、3月末時点のTACのみ表示
- 石川県は、令和3～5年度は「現行水準」のため、漁獲実績のみ表示
- 左軸：トン、右軸：%

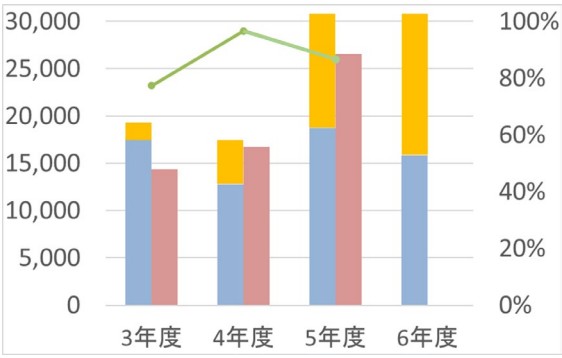
(大中まき)



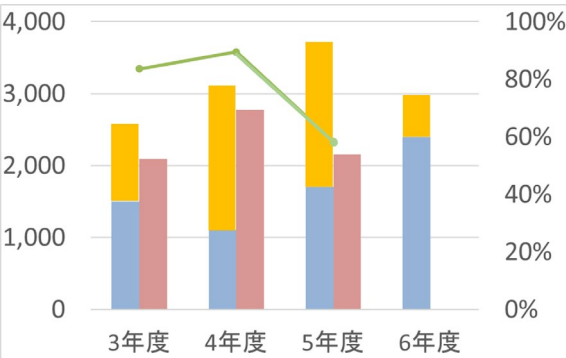
(石川※)



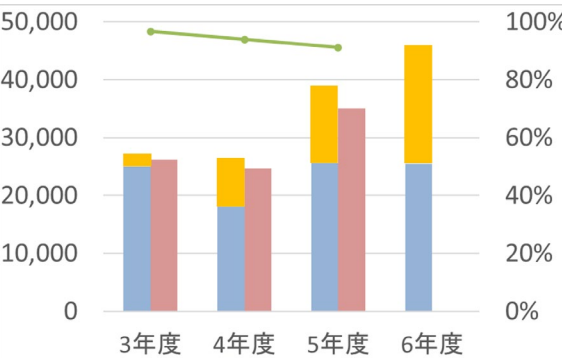
(島根)



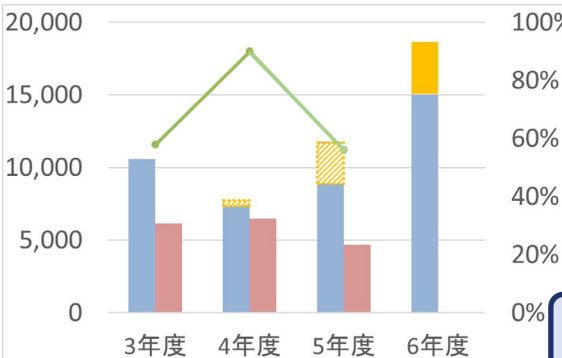
(山口)



(長崎)



(鹿児島)



4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和3管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和3年12月27日	国の留保からの追加配分 (新75%ルール)	山口県	1,500	2,500	1,000
		国の留保	35,640	34,640	-1,000
令和4年3月18日	国の留保からの追加配分	長崎県	25,000	27,000	2,000
		大中型まき網漁業	81,400	87,400	6,000
		国の留保	34,640	26,640	-8,000
令和4年6月24日	国の留保からの追加配分 (新75%ルール)	島根県	17,600	18,600	1,000
		国の留保	26,640	25,640	-1,000

4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和4管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和4年9月5日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	山口県	1, 100	2, 100	1, 000
		国の留保	25, 800	24, 800	-1, 000
令和4年12月16日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	12, 800	15, 000	2, 200
		山口県	2, 100	2, 600	500
		長崎県	18, 100	20, 900	2, 800
		鹿児島県	7, 700	9, 000	1, 300
		大中型まき網漁業	58, 900	67, 600	8, 700
		国の留保	24, 800	9, 300	-15, 500
令和5年2月27日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	長崎県	20, 900	23, 900	3, 000
		国の留保	9, 300	6, 300	-3, 000
令和5年3月10日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	大中型まき網漁業	67, 600	68, 200	600
		国の留保	6, 300	5, 700	-600
令和5年3月17日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	129, 000	143, 030	14, 030
		国の留保	5, 700	19, 730	14, 030
令和5年3月20日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	15, 000	16, 000	1, 000
		長崎県	23, 900	26, 300	2, 400
		大中型まき網漁業	68, 200	78, 230	10, 030
		国の留保	19, 730	6, 300	-13, 430
令和5年6月2日	融通	島根県	16, 000	16, 500	500
		山口県	2, 600	2, 900	300
		鹿児島県	9, 000	8, 200	-800
令和5年6月16日	融通	島根県	16, 500	17, 300	800
		山口県	2, 900	3, 100	200
		鹿児島県	8, 200	7, 200	-1, 000

4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和5管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年11月15日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	18,700	20,700	2,000
		山口県	1,700	2,300	600
		長崎県	25,600	28,400	2,800
		鹿児島県	11,800	13,000	1,200
		大中型まき網漁業	80,370	89,370	9,000
		国の留保	39,900	24,300	-15,600
令和5年12月12日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	20,700	22,000	1,300
		山口県	2,300	2,500	200
		長崎県	28,400	30,200	1,800
		鹿児島県	13,000	13,800	800
		大中型まき網漁業	89,370	95,070	5,700
		国の留保	24,300	14,500	-9,800
令和6年2月7日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	22,000	23,900	1,900
		山口県	2,500	2,600	100
		長崎県	30,200	31,700	1,500
		鹿児島県	13,800	14,300	500
		大中型まき網漁業	95,070	101,070	6,000
		国の留保	14,500	4,500	-10,000
令和6年3月28日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	185,270	191,270	6,000
		国の留保	4,500	10,500	6,000
令和6年4月30日	融通及び 国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	23,900	24,400	500
		山口県	2,600	3,100	500
		長崎県	31,700	36,700	5,000
		鹿児島県	14,300	13,300	-1,000
		大中型まき網漁業	101,070	99,070	-2,000
		国の留保	10,500	7,500	-3,000
令和6年5月29日	融通	島根県	24,400	27,600	3,200
		長崎県	36,700	38,500	1,800
		鹿児島県	13,300	8,300	-5,000
令和6年6月18日	融通	山口県	3,100	3,700	600
		大中型まき網漁業	99,070	98,470	-600
令和6年6月19日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	27,600	30,600	3,000
		国の留保	7,500	4,500	-3,000

4. 過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等) (令和6管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年10月22日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	213,900	219,900	6,000
		国の留保	38,000	44,000	6,000
令和6年12月13日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	7,900	9,000	1,100
		島根県	15,800	17,900	2,100
		山口県	2,400	2,800	400
		長崎県	35,500	40,200	4,700
		鹿児島県	15,000	17,000	2,000
		大中型まき網漁業	91,800	103,800	12,000
		国の留保	44,000	21,700	-22,300
令和7年2月14日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	17,900	27,400	9,500
		山口県	2,800	3,000	200
		長崎県	40,200	42,100	1,900
		鹿児島県	17,000	17,900	900
		大中型まき網漁業	103,800	108,800	5,000
		国の留保	21,700	4,200	-17,500
令和7年3月18日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	219,900	236,700	16,800
		国の留保	4,200	21,000	16,800
令和7年3月26日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	9,000	9,700	700
		島根県	27,400	30,700	3,300
		長崎県	42,100	45,700	3,600
		大中型まき網漁業	108,800	118,000	9,200
		国の留保	21,000	4,200	-16,800